

○箱根町猫の不妊及び去勢手術補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、猫の不妊手術又は去勢手術(以下、「手術」という。)を受けさせる者に対し、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することにより、猫の不妊手術及び去勢手術の普及を図り、もって野良猫、捨猫等の増加及び猫による被害を防止するとともに、動物愛護についての意識の高揚を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 箱根町猫の不妊及び去勢手術補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき箱根町の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 町税等を滞納していない者
- (3) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でない者
- (4) 町内において猫を飼養管理している者又は所有者の判明しない猫を責任をもって世話している者

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費(次条第1項において「補助対象経費」という。)は、開業獣医師が行った手術に要した費用(入院費、検査料、投薬料等の費用を除く。)とする。

(補助金額等)

第4条 補助金額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とする。ただし、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 不妊手術(メス)の場合 1頭につき3,000円
 - (2) 去勢手術(オス)の場合 1頭につき2,000円
- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 補助の対象となる猫の頭数は、各年度1世帯につき5頭を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、開業獣医師により手術を当該猫に受けさせた後、箱根町猫の不妊及び去勢手術補助金交付申請書(第1号様式。次項及び次条において「申請書」という。)に、領収書その他支出を証すべき書面等を添

えて町長に申請するものとする

2 申請書の提出期限は、領収書が発行された日から3箇月以内とする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、内容を審査して、その適否を決定し、箱根町猫の不妊及び去勢手術補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条の規定により通知を受けた申請者は、箱根町猫の不妊及び去勢手術補助金交付請求書(第3号様式。次条において「請求書」という。)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 町長は、前条の規定により請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、当該補助金の交付決定を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、箱根町猫の不妊及び去勢手術補助金交付決定取消通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(実施細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の前になされた補助金の交付申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。